

## 第七二回

### 参第一号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（案）

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 事業者団体」を  
「第三章 事業者団体  
第三章の二 市場支配力の排除」  
に、「第五章 不公正な取引方法」を  
「第五章 不公正な取引方法  
第五章の二 価格引下げ措置  
第五章の三 課徴金」  
に、「第六章 適用除外」を  
「第六章 適用除外  
第六章の二 管理価格の規制」  
に改める。

第一条中「且つ」を「かつ」に改め、「水準を高め」の下に「、並びに公正かつ自由な競争を行わない事業者の決定する価格を規制することにより、その弊害を除去し」を加える。

第二条第二項中「左に」を「次に」に、「但し」を「ただし」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第四項中「且つ」を「かつ」に、「左の」を「次の」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第七項中「不公正な取引方法とは、左の」を「不公正な取引方法とは、事業者がその商品の再販売価格（取引の相手方たる事業者又はその相手方たる事業者の販売する当該商品を買って販売する事業者がその商品を販売する価格をいう。）を定め、これを維持するためにする行為（以下「再販売価格維持行為」という。）をすること及び次の」に、「行為であつて、」を「行為で」に改める。

第八条の二第二項中「含む」の下に「。以下同じ」を加える。

第三章の次に次の一章を加える。

#### 第三章の二 市場支配力の排除

第八条の三 公正取引委員会は、事業者が当該事業分野における対価の決定を支配することができる程度の優越的な事業能力（以下「市場支配力」という。）を有し、かつ、その事業者の市場支配力が他の方法をもつてしては容易には排除されないと認められる場合には、次項から第十一項までに定めるところにより、当該市場支配力を排除するために必要な措置を講ずることができる。ただし、当該市場支配力を有することが第三条の規定に違反する行為により生じた場合には、第七条の規定の定めるところによる。

前項に規定する場合に該当するかないかの認定については、第八章第二節の規定を準用する。

前項の認定を受けた事業者は、公正取引委員会が当該市場支配力の排除に関し定める基準に従い、事業の再編成、財産処分その他その排除のために必要な措置に関する計画書を作成し、公正取引委員会に提出して、その承認を求めなければならない。

公正取引委員会は、前項の規定による計画書の提出がないとき又はその提出した計画書の内容が不相当であると認めるときは、自ら計画書を作成し、又はその変更を命ずることができる。

公正取引委員会は、当該事業者が作成した計画書の実施により市場支配力を排除することができることを認めるときは、当該計画書を承認するものとする。

公正取引委員会は、前項の規定により計画書を承認し、又は自ら計画書を作成したときは、その旨及び当該計画書の内容を当該事業者及び利害関係人に通知しなければならない。

公正取引委員会は、前項の通知をした後、利害関係人に対し当該計画書の内容について異議を申し立て、又は意見を述べる機会を与えなければならない。

公正取引委員会は、前項の経過後、計画書を確定するものとする。

公正取引委員会は、計画書を確定したときは、計画書の内容を当該事業者及び利害関係人に通知するとともに、当該事業者に対し、審決をもつて、その実施を命じなければならない。

第六項及び前項の利害関係人に対する通知は、公告をもつて代えることができる。

前各項に定めるもののほか、市場支配力の排除に関し必要な事項は、命令で定める。

第十条第一項中「国内の会社の株式を取得し、又は所有することにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる」を「直接たると間接たるとを問わず、国内の一又は二以上の会社の株式を取得し、又は所有することにより、これらの会社間の競争を実質的に減殺することとなるおそれがある場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるおそれがある」に改め、同条第二項中「営む国内の会社」を「営み、かつ、大規模総合商社（輸出入取引及び国内における多品種の商品の取引を主たる業務とし、その総資産（最終の貸借対照表による資産の合計金額をいう。以下同じ。））が一千億円を超える会社であつて公正取引委員会が指定するものをいう。以下同じ。）に該当しない国内の会社」に改め、「（最終の貸借対照表による資産の合計金額をいう。以下同じ。）」を削り、「こえる」を「超える」に改める。

第十一条第一項中「金融業を営む会社」の下に「及び大規模総合商社」を加え、「百分の十をこえて」を「百分の五を超えて」に、「但し」を「ただし」に、「左の」を「次の」に改め、同条第二項中「百分の十をこえて」を「百分の五を超えて」に、「一年をこえて」を「一年を超えて」に改め、「金融業を営む会社」の下に「又は大規模総合商社」を加え、同条第三項中「大蔵大臣」を「金融業を営む会社にあつては大蔵大臣、大規模総合商社にあつては通商産業大臣」に改める。

第十五条第一項中「左の」を「次の」に改め、「こととなる」の下に「おそれのある」

を加え、同条第三項中「但し」を「ただし」に、「こえ」を「超え」に改め、同条第四項中「但書」を「ただし書」に、「但し」を「ただし」に改める。

第二十条中「の差止」を「の差止め、その他当該行為を排除するために必要な措置」に改める。

第五章の次に次の二章を加える。

#### 第五章の二 価格引下げ措置

第二十条の二 第七条、第八条の二又は第二十条の規定による措置には、第三条、第六条、第八条又は第十九条の規定に違反する行為で対価の引上げ（対価の維持を含む。以下同じ。）に係るものをしたものに対し、当該商品又は役務（以下「商品等」という。）につき、六月を超えない範囲内で公正取引委員会の定める期間、公正取引委員会が認定する価格（以下「認定競争価格」という。）を超えて販売してはならない旨及び当該措置を確保するために必要な措置を命ずることを含むものとする。

第三条、第六条、第八条又は第十九条の規定に違反する行為（法律の規定によりこれらの規定の適用が除外される行為を含む。以下「共同行為等」という。）で対価の引上げに係るものを廃止した場合において、当該共同行為等をしたものがなお当該共同行為等に基づいて対価の引上げをしているときは、公正取引委員会は、そのものに対し、商品等につき、六月を超えない範囲内で公正取引委員会の定める期間、認定競争価格を超えて販売してはならない旨及び当該措置を確保するために必要な措置を命ずることができる。

認定競争価格は、当該共同行為等がなされる直前（生産数量、販売数量又は設備の制限に係る共同行為等にあつては、当該共同行為等により対価が上昇する（対価の維持に係る共同行為等にあつては、対価の低下が停止し又はその程度が減少する）に至る時）の対価を基準とし、その時以後の物価、当該商品等の需給状況等を勘案して認定するものとする。

第二項の措置を命ずるについては、第八章第二節の規定を準用する。

第二十条の三 公正取引委員会は、共同行為等をした者の販売する商品等の当該行為に基づく対価の引上げがなくなつた後において、なお、その引上げに基づいて他の事業者が販売する商品等の対価が引き上げられていると認めるときは、その事業者に対し、その引上げを排除するために必要な措置を命ずることができる。

第二十条の四 都道府県知事は、前条に規定する事態があると認めるときは、当該事業者に対し、その引上げを排除するために必要な指示をすることができる。

第二十条の五 都道府県知事は、前条の規定による指示を行つた場合において当該事業者がその指示に従わないときは、公正取引委員会に対し、この法律の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。

前項の規定による請求があつたときは、公正取引委員会は、当該事業者に対して講じた措置を当該都道府県知事に通知するものとする。

第二十条の六 都道府県知事は、第二十条の四の規定による指示又は前条第一項の規定による請求を行うために必要があると認めるときは、当該事業者に対し、販売価格に関する報告をさせ、又はその職員に、当該事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。  
第二十条の七 公正取引委員会は、この法律の規定により都道府県知事が処理する事務について、都道府県知事を指揮監督することができる。

### 第五章の三 課徴金

第二十条の八 公正取引委員会は、第三条、第六条、第八条又は第十九条の規定に違反する行為をしたものが当該行為に基づいて商品等の対価の引上げをした場合において、当該対価に当該販売数量を乗じて得た額が当該行為がなかつたと仮定した場合の当該商品等の対価に同様の仮定をした場合の販売数量を乗じて得た額を超えるときは、そのものに対し、その超える額に相当する額の課徴金を国庫に納付すべきことを命じなければならない。

前項の規定の適用については、当該行為に係る対価の引上げがなされる直前の対価と当該行為に係る対価との差額に当該行為がなされた期間の当該商品等の販売数量を乗じて得た額（当該行為がなされた期間において、公正取引委員会規則の定めるところにより、物価、当該商品等の需給状況等に変動があるときは、その期間を当該変動に応ずる数期間に区分し、その区分された期間ごとに当該直前の対価を当該経済変動を勘案して修正し、その修正額と当該行為に係る対価との差額にその区分された期間内の当該商品等の販売数量を乗じて得た額の合算額）をもつて、その納付すべき課徴金の額と推定する。

第二十条の九 公正取引委員会は、前条の規定による課徴金をその納期限までに納付しないものがあるときは、督促状により期限を指定してこれを督促しなければならない。

公正取引委員会は、前項の規定による督促をしたときは、同項の課徴金の額につき年十四・五パーセントの割合で、納期限の翌日からその納付の日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。

公正取引委員会は、第一項の規定による督促を受けたものがその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。

前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時効については、国税の例による。

第二十四条の二第四項を次のように改める。

この法律の規定は、著作物を発行する事業者又はその発行する物を販売する事業者が行う再販売価格維持行為のうち、正当な行為については、これを適用しない。ただし、当該行為が一般消費者の利益を不当に害することとなる場合及び著作物を販売する事業者がする行為にあつてはその著作物を発行する事業者の意に反してする場合は、この限りでない。

第二十四条の二第五項中「第一項又は」を削り、「左に」を「次に」に、「但し」を「ただし」に改め、「第二項に規定する商品又は」を削り、「第四項」を「同項」に改め、同条第一項から第三項まで及び第六項を削る。

第二十四条の三第一項中「左の」を「次の」に、「但し」を「ただし」に改め、「価格が」の下に「長期にわたり」を加え、「且つ」を「かつ」に、「困難となるに至るおそれがあること」を「著しく困難となること」に改め、同条第四項中「且つ」を「かつ」に、「左の」を「次の」に、「こえ」を「超え」に改め、同条第五項の次に次の一項を加える。

公正取引委員会は、第二項若しくは第三項の認可の申請があつた場合において当該申請を認可し、又は第二項若しくは第三項に掲げる認可について第六十六条第一項の規定による変更の処分をしたときは、当該共同行為がやむをえないものであることを証明するのに必要な限度で、当該共同行為に係る商品の価格構成及び当該事業の経理内容を公表しなければならない。

第二十四条の四第三項中「且つ」を「かつ」に、「左の」を「次の」に、同条第四項中「但書」を「ただし書」に、「第八項」を「第九項」に改める。

第六章の次に次の一章を加える。

## 第六章の二 管理価格の規制

第二十四条の五 公正取引委員会は、事業者が市場支配力を有しており、その販売する商品等につき不当に高い対価を決定し、その対価が長期にわたつて維持され、一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害すると認めるときは、当該事業者に対し、当該不当に高い対価を排除するための措置として必要と認められる限度で、当該商品等の価格構成及び当該事業の経理内容について、公正取引委員会へ報告し及び公表すべき旨を命ずることができる。

公正取引委員会は、前項の措置を講じてもなお当該不当に高い対価が排除されないと認められる場合において、公正取引委員会規則の定めるところにより当該事業者の利益率が他の事業者の標準的利益率を著しく超えていると認めるときは、その定める一定期日から二年を超えない範囲内においてその定める期間、対価についてその認可を受けなければ当該商品等を販売してはならない旨を命ずることができる。当該期間が経過した後もなお当該不当に高い対価が継続すると認めるときも、また同様とする。

公正取引委員会は、当該不当に高い対価が排除されたと認めるときは、前項の命令を取り消すものとする。

公正取引委員会は、事業者の申請に係る対価が適正な原価に適正な利潤を加えたもの

を超えないときは、第二項の認可をしなければならない。

公正取引委員会は、第二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、当該事業に係る主務大臣に協議しなければならない。

第二十四条の六 公正取引委員会は、前条第一項又は第二項の規定による措置をとろうとするときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、聴聞を行わなければならない。

第三十五条の二中「左の三部」を「次の四部」に、「審査部」を「  
審査部  
寡占企業部」  
に改める。

第三十五条の四の二中「左の」を「次の」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 削除

第三十五条の五の次に次の二条を加える。

第三十五条の五の二 寡占企業部においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 市場支配力の排除に関すること。

二 管理価格の規制に関すること。

第三十五条の五の三 公正取引委員会に、附属機関として、公正取引調査会（以下「調査会」という。）を置く。

調査会は、公正取引委員会の諮問に応じ、公正かつ自由な競争を確保するために必要な施策その他この法律の運用に関する重要事項を調査審議する。

調査会は、前項に規定する事項に関し、公正取引委員会に建議することができる。

調査会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長又は関係事業者若しくはその組織する団体に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

調査会は、委員二十人以内で組織する。

調査会の委員は、学識経験を有する者及び一般消費者の意見を代表する者のうちから、公正取引委員会が任命する。

前各項に定めるもののほか、調査会の組織及び運営に関して必要な事項は、政令で定める。

第四十五条第一項中「違反する事実」の下に「（共同行為等が排除又は廃止された後も当該共同行為等がなかつたと仮定した場合の対価を超えて対価が定められている事実を含む。）」を加え、「適当な措置」を「告発その他の適当な措置」に改め、同条第二項中「しなければならない」を「し、その調査の結果、措置をとつたかとなかつたかをその者に通知し、その求めに係る措置をとらなかつた場合において、その者の請求があるときは、その理由を通知しなければならない」に改める。

第六十六条第二項中「公正取引委員会は」の下に「、前項に定めるもののほか」を加え、同条第一項の次に次の一項を加える。

公正取引委員会は、物価、当該商品等の需給状況の著しい変動により、第二十条の二第三項の規定により認定された認定競争価格が妥当性を欠くに至つたと認めるときは、審決をもつてその認定競争価格を当該変動に応じ変更することができる。その変更した後、物価、当該商品等の需給状況の著しい変動によりその変更した認定競争価格が妥当性を欠くに至つた場合も、また同様とする。

第六十七条中「緊急の」を「一般消費者及び関連事業者に対する著しい損失を避け、その他公益上の」に、「疑」を「疑い」に改め、同条第一項中「ある行為」の下に「(共同行為等が排除又は廃止された後も当該共同行為等がなかつたと仮定した場合の対価を超えて対価が定められている事実を含む。)」を加える。

第七十条の二中「この節」の下に「(第八条の三第二項及び第二十条の二第四項において準用する場合を含む。)」を加える。

第八十八条中「訴え」の下に「又は第八条の三第九項、第二十条の三、第二十条の八第一項若しくは第二十四条の五第一項若しくは第二項の規定による命令の取消し若しくは変更の訴え」を加える。

第八十九条中「左の」を「次の」に、「三年」を「十年」に、「五十万円」を「五百万円」に改める。

第九十条中「左の」を「次の」に、「二年」を「七年」に、「三十万円」を「三百万円」に、同条第三号中「第四十八条第三項」を「第八条の三第九項、第四十八条第三項」に改め、「第五十四条第一項」の下に「(第八条の三第九項を除き、これらの規定を第八条の三第二項及び第二十条の二第四項において準用する場合を含む。)」を加え、同条に次の一号を加える。

四 第二十四条の五第一項又は第二項の規定による命令に従わない者

第九十一条中「左の」を「次の」に、「一年」を「三年」に、「二十万円」を「二百万円」に改め、同条第六号を同条第八号とし、同条第一号から同条第五号までを二号ずつ繰り下げ、同条に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一 第六条第一項又は第八条第一項第二号の規定に違反して再販売価格維持行為に該当する事項を内容とする国際的協定又は国際的契約をしたもの

二 第八条第一項第五号の規定に違反して事業者に再販売価格維持行為をさせたもの  
第九十一条に次の二号を加える。

九 第十九条の規定に違反して再販売価格維持行為をした者

十 第六十七条第一項又は第二項(これらの規定を第八条の三第二項及び第二十条の二第四項において準用する場合を含む。)の規定による裁判が確定した後においてこれに従わないもの

第九十一条の二中「左の」を「次の」に、「二十万円」を「二百万円」に改め、同条第九号を同条第十号とし、同条第八号の次に次の一号を加える。

九 第二十条の三の規定による命令に従わない者

第九十三条を削る。

第九十四条中「第五十一条の二」の下に「(これらの規定を第八条の三第二項及び第二十条の二第四項において準用する場合を含む。)」を加え、「六月」を「一年」に、「一万円」を「二十万円」に改め、同条を第九十三条とする。

第九十三条の次に次の一条を加える。

第九十四条 第三十九条の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第九十四条の二中「左の」を「次の」に、「五千円」を「十万円」に改め、同条第五号を同条第六号とし、同条第一号から同条第四号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一 第二十条の六第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第九十四条の二第一号中「第四十条」の下に「(第八条の三第二項及び第二十条の二第四項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第二号、第三号及び第四号中「第五十一条の二」の下に「(これらの規定を第八条の三第二項及び第二十条の二第四項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第五号中「第五十三条の二」の下に「(第八条の三第二項及び第二十条の二第四項において準用する場合を含む。)」を加える。

第九十五条第一項中「第三号まで、第五号若しくは第六号」を「第五号まで若しくは第七号から第十号まで」に、「第九十四条」を「第九十三条」に改め、同条第二項中「第一号若しくは第五号」を「第一号から第三号まで、第七号、第九号若しくは第十号」に改める。

第九十五条の二を次のように改める。

第九十五条の二 前条第一項に掲げる違反行為があつた場合においては、その違反の計画を知り、その防止に必要な措置を講ぜず、又はその違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかつたその法人の理事その他の役員、その人又はその事業者団体の構成事業者も行為者として罰する。

前条第二項に掲げる違反行為があつた場合においては、その違反の計画を知り、その防止に必要な措置を講ぜず、又はその違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかつたその団体の理事その他の役員又は管理人も行為者として罰する。

前二項の規定は、これらの規定に掲げる法人その他の団体の代表者若しくは管理人又は事業者団体の構成事業者が法人その他の団体である場合においては、その法人その他の団体の理事その他の役員又は管理人に、これを適用する。

第九十七条中「第五十四条第一項」の下に「(これらの規定を第八条の三第二項及び第二十条の二第四項において準用する場合を含む。)」を加え、「五万円」を「十万円」に、「但し」を「ただし」に改める。

第九十八条中「第二項」の下に「(これらの規定を第八条の三第二項及び第二十条の二第四項において準用する場合を含む。)」を加え、「三万円」を「五万円」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、その行為につき刑を科するべきときは、この限りでない。

第百一条の次に次の一条を加える。

第百一条の二 政府は、この法律の規定の適用を除外し又は制限する規定を廃止する方向で検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。ただし、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「法」という。)第十条及び第十一条の改正規定は公布の日から起算して六月を経過した日から、附則第六条の規定は公布の日から施行する。

(公正取引委員会の機構の拡充等)

第二条 政府は、法の円滑な実施を図るため、公正取引委員会の機構の拡充及び職員の定員の増加を図るよう必要な措置を講じなければならない。

(従前の行為に対する罰則の適用関係)

第三条 この法律の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(金融会社等の株式保有の制限に関する経過措置)

第四条 法第十一条の改正規定の施行の際国内にある会社の株式をその発行済の株式の総数の百分の五を超えて所有している金融業(法第十条第二項に規定する金融業をいう。)を営む会社又は大規模総合商社(法第十条第二項に規定する大規模総合商社をいう。)については、法第十一条第一項ただし書中「あらかじめ公正取引委員会の認可を受けた場合」とあるのは「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第 号)によるこの条の改正規定の施行の日から起算して六十日以内に公正取引委員会に認可を申請した場合において、認可又は却下の処分があるまでの間」と読み替えて、同項ただし書の規定を適用する。

(合併の制限に関する規定の適用関係)

第五条 この法律の施行の日前にした法第十五条第二項の規定による届出に係る合併については、改正後の同条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(不況に対処するための共同行為に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に存する共同行為に係る改正前の法第二十四条の三第二項又は第三項の認可は、この法律の施行の日以後はその効力を有しない。

2 この法律の施行の際現に改正前の法第二十四条の三第二項又は第三項の認可を受けている事業者又は事業者団体で、この法律の施行の日以後も引き続き当該認可を受けよう

とするものは、この法律の施行の日前に公正取引委員会に当該認可の申請をしなければならぬ。この場合において、そのものがその期間内に当該認可の申請をしたときは、認可又は却下の処分があるまでの間、当該認可を受けたものとみなす。

3 公正取引委員会は前項の規定による認可の申請に対しては、この法律の施行の日前であつても、改正後の法第二十四条の三の規定の例により認可又は却下の処分をすることができる。ただし、当該処分は、この法律の施行の日前においてはその効力を生じないものとする。

第七条 改正後の法第二十四条の三第六項の規定は、この法律の施行の日前にした同条第二項又は第三項の認可の申請に係るこの法律の施行の日以後の処分についても適用があるものとする。

(従前の行為に対する課徴金に関する規定の適用関係)

第八条 改正後の法第二十条の八の規定は、この法律の施行の日前に行われた法第三条、第六条、第八条又は第十九条の規定に違反する行為については適用しない。

(物品税法の一部改正)

第九条 物品税法(昭和三十七年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和三十二年法律第五十四号)第二十四条の二(再販売価格維持契約)に規定する再販売価格を決定し、これを維持するための契約により小売価格が定められていることその他の事由により」を削る。

(所得税法の一部改正)

第十条 所得税法(昭和三十九年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項に次の一号を加える。

九 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和三十二年法律第五十四号)の規定による課徴金及び延滞金

(法人税法の一部改正)

第十一条 法人税法(昭和三十九年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第三十八条第二項に次の一号を加える。

七 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和三十二年法律第五十四号)の規定による課徴金及び延滞金

## 理 由

現下の経済情勢において、公正かつ自由な競争が制限されて一般消費者の利益が十分に確保されていない事態にかんがみ、共同行為等により引き上げられた価格の引下げを命じ、共同行為等によつて不当な利益を得た事業者から課徴金を徴収し、大規模総合商社その他の会社の株式保有の制限を強化し、会社の合併要件及び不況に処する共同行為の認可要件を厳しくし、罰則を強化する措置を講ずるとともに、市場支配力を有する事業者につき、企業分割等の事業再編成を命じ、その定める価格を国の認可に係らせる途を開く等の必要がある。これがこの法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、平年度約十億円の見込みである。